

# 山口県報

令和6年  
7月30日  
(火曜日)

## 目次

### ○告示

岩国駅前南地区市街地再開発組合の事業計画の認可(都市計画課).....

宅地造成等工事規制区域の指定(建築指導課).....

特定盛土等規制区域の指定(建築指導課).....

### ○公告

県営王喜東地区農業競争力強化基盤整備事業変更計画書の縦覧(農村整備課).....

県営万倉西奥地区農業競争力強化基盤整備事業変更計画書の縦覧(農村整備課).....

県営田万川湊地区農地耕作条件改善事業変更計画書の縦覧(農村整備課).....

### ○公安委告示

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する告示の一部改正.....



## 山口県告示第二百二十六号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第十一条第三項の規定に基づき、岩国駅前南地区市街地再開発組合の事業計画を次のとおり認可した。

令和六年七月三十日

山口県知事 村岡 嗣政

### 一 市街地再開発組合の名称

岩国駅前南地区市街地再開発組合

### 二 施行地区

岩国市麻里布町一丁目及び麻里布町二丁目の各一部

### 三 事務所の所在地

岩国市麻里布町一丁目四番三号

### 四 設立認可の年月日

令和五年二月二十四日

### 五 事業施行期間

令和六年七月三十日から令和十一年九月三十日まで

### 六 個別利用区内の宅地への権利変換の申出をすることができる期限

個別利用区は、定めない。

### 七 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限

令和六年八月二十八日まで

### 八 事業計画の認可の年月日

令和六年七月三十日

## 山口県告示第二百二十七号

宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和三十六年法律第九十一号)第十条第一項の規定により、宅地造成等工事規制区域として次のとおり指定する。

令和六年七月三十日

山口県知事 村岡 嗣政

### 一 区域の範囲

次の図のとおり

### 二 指定年月日

令和七年四月一日

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び山口県土木建築部建築指導課に備え置いて縦覧に供する。)

## 山口県告示第二百二十八号

宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和三十六年法律第九十一号)第二十六条第一項の規定により、特定盛土等規制区域として次のとおり指定する。

令和六年七月三十日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 区域の範囲
- 次 の 図 の と お り
- 二 指 定 年 月 日

令和七年四月一日

〔次の図〕は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び山口県土木建築部建築指導課に備え置いて縦覧に供する。〕



(一三三) 県営王喜東地区農業競争力強化基盤整備事業変更計画書の縦覧

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、県営王喜東地区農業競争力強化基盤整備事業の事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

令和六年七月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 縦覧に供する書類

県営王喜東地区農業競争力強化基盤整備事業変更計画書の写し

- 二 縦覧の期間

令和六年七月三十一日から同年八月十九日まで

- 三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課のウェブサイト

(一三四) 県営万倉西奥地区農業競争力強化基盤整備事業変更計画書の縦覧

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、県営万倉西奥地区農業競争力強化基盤整備事業の事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

令和六年七月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 縦覧に供する書類

県営万倉西奥地区農業競争力強化基盤整備事業変更計画書の写し

- 二 縦覧の期間

令和六年七月三十一日から同年八月十九日まで

- 三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課のウェブサイト

(一三五) 県営田万川湊地区農地耕作条件改善事業変更計画書の縦覧

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、県営田万川湊地区農地耕作条件改善事業の事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

令和六年七月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 縦覧に供する書類

県営田万川湊地区農地耕作条件改善事業変更計画書の写し

- 二 縦覧の期間

令和六年七月三十一日から同年八月十九日まで

- 三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課のウェブサイト



山口県公安委員会告示第二十六号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する告示（昭和四十一年山口県公安委員会告示第六十三号）の一部を次のように改正し、令和六年八月一日から施行する。

令和六年七月三十日

山口県公安委員会

表山口県柳井警察署の部平生幹部交番の項所管区の欄中「大字堅ヶ浜」を「大字堅ヶ浜」に改め、同部馬皿警察官連絡所の項を削る。